



2026年2月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P パ ー ト ナ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 黒 木 勉
(コード番号：7388 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 経 営 企 画 部 長 安 達 健 二
TEL. 03-6801-8278 (部署直通)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2025年11月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
黒木 勉	支配株主 (親会社を除く。)	17.57	43.09	60.65	—

2. 支配株主等との取引に関する事項

2024年1月15日開催の取締役会において、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。その上で、2026年2月27日の取締役会において自己株式の処分を行っており、2026年3月25日を払込期日として、その一部である当社普通株式6,579株について、当社の代表取締役社長である黒木勉に割り当てることを予定しております。

なお、本自己株式処分は、法令及び諸規則等で定められた規定並びに手続きに従って発行しています。また、払込金額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件についても、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものです。加えて、利益相反を回避するため、支配株主である当社代表取締役社長の黒木勉は、本自己株式処分にかかる取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、本自己株式処分の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主との間に利害関係を有しない取締役会の決議により選定された取締役（委員総数の過半数は独立社外取締役）、監査役で構成する特別委員会に諮問し、特別委員会が少数株主保護の観点から審議を行い、本自己株式処分は対象取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値向上に資するものであるとともに、処分価額の決定方法をはじめとする処分内容及び条件等が妥当である旨の結果を取締役会に対して答申しております。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主及び二親等以内の親族との取引につきましても、原則行わない方針です。当社と支配株主及び二親等以内の親族との取引を検討する場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由

及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について特別委員会に諮問を行い、その答申を取締役会において審議した上で意思決定を行っております。

【お問い合わせ窓口】

本件に関するお問い合わせは、皆さまへの公平性を確保する観点から、文書（メールまたはお問い合わせフォーム）にて承っております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

メールでのお問い合わせ先：ir_report@fpp.jp

お問い合わせフォーム ： https://fpp.jp/ir_inquiry/

以上